

警察庁訓令第2号

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第5条第3項に基づき、警察庁職員の利害関係者に関する訓令を次のように定める。

平成12年3月24日

警察庁長官 田中 節夫

警察庁職員の利害関係者に関する訓令

- 1 警察庁の警察官又は皇宮護衛官（以下「警察庁警察官等」という。）が職務として犯罪の捜査に携わる場合の当該犯罪の被疑者又はその弁護人若しくは代理人は、当該警察庁警察官等の利害関係者とみなして、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）を適用する。
- 2 被疑者が法人（法律の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。）である場合における役員、従業員その他の者（当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、前項の規定の適用については、同項の被疑者とみなす。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2から第5条の4までを削る。